

袋井市景観条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 景観形成ガイドプラン及び景観計画（第5条 - 第7条）

第3章 景観法の施行に関する事項（第8条 - 第14条）

第4章 景観重要建造物等（第15条）

第5章 地区における景観の形成（第16条 - 第23条）

第6章 眺望地点（第24条・第25条）

第7章 表彰、助成等（第26条・第27条）

第8章 アドバイザー会議（第28条）

第9章 雑則（第29条）

附則

前文

私たちのまち袋井は、小笠山丘陵地等の緑濃く緩やかな丘陵地と遠州灘に面する浅羽海岸に囲まれ、原野谷川や太田川が流れるとともに、田園や茶畑が伸びやかに広がり、これらと里山や農家集落が調和し、特徴的な農の風景が見られるまちである。

また、旧東海道の袋井宿の設置や遠州三山などの存在により、独自の歴史・文化が継承されているまちである。

私たち市民は、これまで先人が大切に守り育ててきた、地域の自然、歴史、文化等の資源を守り、生かしながら地域の特性に応じた固有の景観をつくりあげることにより、袋井らしさをつくりだし、美しく魅力あふれたものにしなければならない。

ここに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、協働によって景観づくりを進め、緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市づくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、本市の景観の特性及び景観上の課題を明らかにし、今後の本市の景観形成の方向性を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、緑と水と歴史とまち並みが調和する美しい健康文化都市づくりを市民、事業者及び市が協働して推進し、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにしたものです。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、規則で定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条は、本条例で使用する用語を定義するものです。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、良好な景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成のために講ずべき施策の策定及び実施に必要な調査研究に努めなければならない。

5 市は、良好な景観の形成に関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務を明らかにしたものです。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、市民及び事業者の責務を明らかにしたものです。

第2章 景観形成ガイドプラン及び景観計画

(景観形成ガイドプランの策定)

第5条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として、景観形成ガイドプランを定めるものとする。

2 市長は、景観形成ガイドプランを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観形成ガイドプランを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその案を公表し、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、袋井市都市計画審議会条例(平成17年袋井市条例第140号)第1条に規定する袋井市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、市の任意計画として景観形成ガイドプランの策定に関する手続を明らかにするとともに、第2項で、自主制度として、アドバイザー会議の意見を聴くことを、明らかにしています。

(景観計画の策定)

第6条 法第8条第1項の景観計画は、景観形成ガイドプランに即して、必要な事項を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、景観法に基づく景観計画に関する策定手続を明らかにするとともに、第2項で、自主制度として、アドバイザー会議の意見を聴くことを、明らかにしています。

(景観形成特定地区)

第7条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち、特に景観の形成を図る必要があると認める区域を景観形成特定地区として定めるものとする。

【趣旨】

本条は、自主制度として、地区レベルで景観形成を進める地区を「景観形成特定地区」と呼ぶことを明らかにしたものです。

計画策定の具体的な進め方は、第6条に基づきます。

第3章 景観法の施行に関する事項

(届出及び勧告等の適用除外)

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等で、次のいずれにも該当しないもの

ア 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、高さが15メートルを超えるもの

イ 建築物及び工作物の新築、増築並びに改築で、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの

ウ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが15メートルを超えるもの又は敷地面積が1,000平方メートル以上のものでかつ外観の変更に係わる見付面積が2分の1以上のもの

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

【趣旨】

本条では、景観計画で明記する行為の制限について、適合しているか否かを審査又は勧告する対象の適用除外行為を明らかにしています。

景観法第16条第7項第11号により、適用除外となる届出対象行為は、条例で定めるところとされています。条例を策定しない場合、すべての建築物の建築、工作物の建設が届出することとなります。

(特定届出対象行為)

第9条 法17条第1項の条例で定める行為は、法16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為とする。

【趣旨】

本条では、景観計画で明記する行為の制限について、変更命令を行う対象行為を明らかにしています。

景観法17条第1項により、変更命令の対象となる特定届出対象行為は条例で定めるところとされています。条例を定めない場合は、変更命令が出来ません。

本市においては、景観計画の行為の制限に定める色彩基準が変更命令の対象となります。

(行為の届出に添付する書類)

第10条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該行為に係る計画の概要を記載した書類
- (2) 建築物又は工作物の彩色が施された4面以上の立面図
- (3) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値が表示された外部仕上げ表
- (4) 景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているか否かを確認する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

【趣旨】

本条は、行為の届出に添付する書類について明らかにしています。

景観法施行規則第1条第2項第4号により、行為の届出に要する書類は、条例で定めることとされています。

(行為着手の制限期間の短縮の通知)

第11条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、自主制度として、届出及び審査の手続を明確化するために、法第18条第2項の規定による期間短縮を行った際に、その旨を届出した者に通知する義務を付加することを明らかにしたものです。

(完了届)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届出なければならない。

【趣旨】

本条は、自主制度として、届出及び審査の手続を明確化するために、届出に係る行為を完了したときに、その旨を市長に届出することを明らかにしたものです。

規則では、様式を定めます。

(助言又は指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定により届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導をすることができる。

【趣旨】

本条では、自主制度として、届出のあった行為が景観計画に適合しないと認めるときに、必要な景観を図るため助言又は指導をすることができることを明らかにしたものです。

(勧告、命令等に係る手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又は前条の規定による助言若しくは指導を行う場合において、必要があると認めるときは、第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条では、自主制度として、勧告及び変更命令を行う際に、アドバイザー会議の意見を聴くことを明らかにしたものです。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定(次項において「景観重要建造物の指定」という。)又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定(以下「景観重要樹木の指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木指定の解除について準用する。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続に、アドバイザー会議の意見を聴くことなどについて明らかにしたものです。

第5章 地区における景観の形成

(景観地区の設定の手續)

第16条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観地区を定めようとする際に、アドバイザー会議の意見を聴くことを明らかにしたものです。

(景観協定の認可の手續)

第17条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観協定を認可しようとするとき、又は変更の認可をしようとするときに、アドバイザー会議の意見を聴くことを明らかにしたものです。

(景観整備機構)

第18条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定する袋井市景観アドバイザー会議の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観整備機構の指定をしようとするときに、アドバイザー会議の意見を聴くことを明らかにしたものです。

(地区景観まちづくり協議会)

第19条 市長は、一定の地区における良好な景観の形成を推進するための活動を自主的に行うことを目的として組織された団体を地区景観まちづくり協議会として認定することができる。

2 前項の規定による地区景観まちづくり協議会の認定は、次に掲げるすべての事項に該当することを要件に行うものとする。

(1) 当該地区内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者等の多数で組織されていること。

(2) その活動が当該地区内に存する土地、建築物等又は広告物等に関するものに限られること。

(3) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

【趣旨】

本条は、自主制度として、地区レベルでの景観形成の取り組みを推進する団体を「地区景観まちづくり協議会」として認定することを明らかにするとともに、認定要件を明らかにしたものです。

(地区景観まちづくり協議会の認定の申請)

第20条 地区景観まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、その旨を市長に申請しなければならない。

【趣旨】

本条は、地区まちづくり協議会を設立する旨を市長に申請することについて明らかにしたものです。

(地区景観まちづくり協議会の変更又は解散の届出)

第21条 地区景観まちづくり協議会は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 地区景観まちづくり協議会は、解散しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、地区まちづくり協議会の変更又は開催について、市長に申請することについて明らかにしたものです。

(地区景観まちづくり協議会の認定の取消し)

第22条 市長は、地区景観まちづくり協議会が第19条第2項各号の要件に該当しなくなったと認めるとき又は地区景観まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【趣旨】

本条は、地区まちづくり協議会の認定を取り消す場合の要件について、明らかにしたものです。

(報告)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、地区景観まちづくり協議会に対し、その活動に関する報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、地区まちづくり協議会を設立する旨を市長に申請することについて明らかにしたものです。

第6章 眺望地点

(眺望地点の指定)

第24条 市長は、丘陵地や田園その他の袋井市特有の景観を眺望できる地点を眺望地点として指定することができる。

- 2 市長は、眺望地点の指定をしようとするときは、あらかじめその所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 市長は、眺望地点の指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、眺望地点の指定の解除について準用する。

【趣旨】

本条は、自主制度として、眺望地点の指定の手續について明らかにしたものです。

(眺望地点の整備)

第25条 市長は、眺望地点の指定をしたときは、当該眺望地点の整備に努めるとともに、眺望地点の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

【趣旨】

本条は、眺望地点の整備について明らかにしたものです。

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第26条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

【趣旨】

本条は、自主制度として、本市の景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物など、あるいは活動する団体について、表彰することができることを明らかにしたものです。

(景観の形成に係る助成等)

第27条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等並びに地区景観まちづくり協議会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保存又は活動のために必要な技術的援助その他必要な支援を行うことができる。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者や地区景観まちづくり協議会などに対し、必要な技術的援助や助成等の必要な支援を行うことができることを明らかにしたものです。

第8章 アドバイザー会議

(設置等)

第28条 市長は、景観の形成に関する事項について、助言及び提言を求めため、袋井市景観アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を置く。

2 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について、助言し又は提言する。

(1) 第5条第2項、第6条第2項、第14条、第15条第1項、第16条、第17条及び第18条の意見に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、アドバイザー会議に助言又は提言を求めることが適当であると認める事項

3 アドバイザー会議は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

【趣旨】

本条は、自主制度として、景観の形成に関する事項を助言及び提言する、アドバイザー会議の設置及び役割について明らかにしたものです。

役割として、景観法に基づき条例で規定した、次の項目について、意見を聴くこととします。

- ・景観形成ガイドプランの変更（第5条第2項）
- ・景観計画の変更（第6条第2項）
- ・勧告又は変更命令制度の運用（第14条）
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定（第15条第1項）
- ・景観地区の設定（第16条）
- ・景観協定の認可（第17条）
- ・景観整備機構の指定（第18条）

第9章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、施行規則あるいは必要に応じて要綱を作成することを明らかにしたものです。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【趣旨】

条例の施行日を明らかにしたものです。